

### 【13. 対応要領、対応指針】

問 13-1 対応要領、対応指針を定める趣旨如何。

(答)

1. 本法においては、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者等に対し、障害を理由とする差別に当たる行為を禁止しているが、「障害を理由とする差別」についてあらかじめ一律に定めるとはしていない。
2. 個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであり、その具体的な内容については、法律であらかじめ一律に定めるという形ではなく、分野等の特性に応じてきめ細かく具体的事例等を示すとともに、今後、社会の情勢の変化や国民の障害者に対する理解の深まりなどに伴って、柔軟に見直し、内容を充実させていくべきものと考えている。
3. このため、本法では、行政機関毎、分野毎の差別の具体的な内容を示すものとして、対応要領や対応指針を定めることとしている。

問 13-2 対応要領の具体的な内容としてどのようなものを想定しているのか。

(答)

本法第7条に定める事項について当該機関の職員の適切な対応に資するものとして、例えば、基本方針に即した障害を理由とする差別の基本的考え方や当該機関等における障害を理由とする不当な差別的取扱いになり得る行為の具体例、当該機関等における社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮として考えられる好事例等が考えられる。

問 13-3 対応要領が作成される具体的な分野はどのようなものを想定しているのか。

(答)

対応要領は、行政機関等の事務又は事業を行うに当たって職員が適切に対応するために作成されるものであり、対象となる分野は、行政機関等が行うあらゆる事務又は事業である。

問 13-4 地方公共団体による対応要領の作成を努力義務としている理由如何。

(答)

地方公共団体における対応要領の作成については、昨今の地方分権改革の趣旨に鑑み、一律に義務付けることは適当でないことから、努力義務としたものである。政府としては、地方公共団体が対応要領を作成することを期待するところであり、また、地方公共団体が対応要領を作成する場合に国が必要な協力をしなければならない旨規定しているところである。

問 13-5 公立学校の職員に対する対応要領は、どこが作るのか。各学校ごとに作成する必要があるのか。

(答)

1. 本法律案では、対応要領の作成に係る努力義務は、「地方公共団体の機関」に課せられていることから、原則としては、地方公共団体の判断により、地方公共団体全体（長）として又はその執行機関（教育委員会）ごとに作成することとなる。

2. また、当該地方公共団体において、教育委員会ごとに作成することとなった場合には、各教育委員会は、当該地方公共団体に身分が属する職員に係る要領を作成すると考えられ、都道府県教育委員会にあっては都道府県立学校に属する職員、市町村教育委員会にあっては市町村立学校に属する職員に係る要領を作成することとなる。

問 13-6 都道府県の警察職員の対応要領は、どこが作成するのか。

(答)

本法律案における対応要領は、政府の基本方針に即して、個別具体的な場面において、地方公共団体等の個々の職員が障害者と接する場合の対応等について具体的事例や好事例を示すものであり、都道府県警察においては、警視総監若しくは道府県警察本部長及び当該都道府県公安委員会が共同で作成することが想定される。

問 13-7 対応指針については「事業者が適切に対応するために必要な指針」とされているのに対し、対応要領については「職員が適切に対応するために必要な要領」とされており、職員個人に責任を負わせているように読めるが、法人格としての国の行政機関や地方公共団体の責任は担保されているのか。

(答)

行政機関等については、第 7 条において、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供を含む「障害を理由とする差別」が禁止されており、これにより、事務又は事業を行う主体としての行政機関等が適切に対応するということは、当然に義務付けられている。

問 13-8 対応指針の具体的内容としてどのようなものを想定しているのか。

(答)

本法第 8 条に定める事項について事業者の適切な対応に資するものとして、例えば、基本方針に即した障害を理由とする差別に関する基本的考え方や当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになり得る行為の具体例、当該分野における社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮として考えられる好事例等が考えられる。

問 13-9 対応指針は、事業者との関係で法的拘束力を有するのか。

(答)

1. 対応指針は、行政機関等の職員や民間事業者の適切な判断に資するよう、「不当な差別的取扱い」の想定例や「社会的障壁の除去の実施に関する必要かつ合理的な配慮」の好事例等を示すもの

であり、盛り込まれた取組や事例を事業者に強制するという意味で事業者に対する法的な拘束力を持つものではない。

2. ただし、第12条に定める主務大臣による報告の徴収、助言・指導、勧告を行うに当たっては、対応指針に定められた事項が主務大臣の判断の基準となる。

問13-10 主務大臣が対応指針を定める必要がある事業分野の範囲如何。

(答)

各主務大臣が所管する障害者の自立と社会参加に関わる事業分野すべてである。

問13-11 対応指針は、どのような単位で作成されるのか。事業分野ごとに作成されるのか、主務大臣毎に所管するすべての施策分野を包括する一つの指針が作成されるのか。

(答)

所管事業分野における指針の定め方については、事業の実施における障害者への対応という面で分野ごとに違いが生じるか否か等、事業分野の実態を踏まえ、一義的には、主務大臣の裁量に委ねられる。

問13-12 対応要領、対応指針の形式は具体的にどのようなものを想定しているのか。

(答)

対応要領については、国の行政機関でいえば訓令、地方公共団体の機関では当該機関の長が定める規則などを想定している。また、対応指針については、告示などを想定している。

問13-13 対応要領や対応指針に定める事項や内容について、各府省間でバラつきが生じるのは問題ではないか。どのようにして均一性を確保するのか。内閣府においてフォローアップ等を行うのか。

(答)

1. 対応指針や対応要領については、第6条に規定する基本方針において、各府省における作成に資するよう、本法における「障害を理由とする差別的取扱い」や「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」についての基本的な考え方や対応指針に共通的に定めるべき事項等について示し、一定の均一性を図ることを想定している。
2. また、併せて、対応指針の運用状況の把握や基本方針の見直し等により、横断的なフォローアップを図っていく予定である。

問13-14 対応要領や対応指針に規定されていない事項については差別ではない、というような誤解を生まないようにすることが必要ではないか。

(答)

1. 対応要領や対応指針において、本法により禁止される差別となり得る行為を網羅的に記載することは困難なものと考えられ、対応要領や対応指針において差別として位置付けられていな

い行為の全てが本法において禁止される差別となり得ないと解することは適当ではないものと  
考えられる。

2. そのような誤解を生まないよう、例えば、パンフレットやポスター等の作成・配布、説明会や  
シンポジウムの開催等により、対応要領や対応指針の趣旨・内容も含めた本法の適切な理解に  
向け、周知徹底を図っていくことを考えている。

問 13-15 第6条第4項にある「障害者その他の関係者」とは、具体的にはどのような者が  
想定されるか。

(答)

障害者、障害者の家族、障害者の支援団体等のいわゆる障害当事者、障害者の自立及び社会  
参加に関する事業に従事する者、本法により差別の解消のための取組が求められる地方公共  
団体や事業者などを想定している。

問 13-16 「あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置」と  
して具体的にどのような措置を想定しているのか。

(答)

例えば、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催や障害者団体や経済団体等からのヒア  
リング等が考えられる。こうした措置を講ずることにより、関係者の意見が実質的に反映される  
ようにすることが求められる。具体的にどのような措置を講じるかは、基本方針において一定の考  
え方を示したうえで、各行政機関等が判断することになる。

#### 【14. 法的効力、実効性の確保】

問 14-1 本法には私法上の効果が規定されていないが、本法の私法上の効力如何。また、ど  
のようにして本法の実効性を確保するのか。

(答)

1. 本法においては、損害賠償請求権、契約の無効等の私法上の効果については規定しておらず、  
本法の私法上の効力については、民法等の一般規定に従い個々の事案に応じて判断されるこ  
とになる。

2. 一方、本法においては、主務大臣が特に必要があると認めるときは、報告の徴収、助言、指導、  
勧告といった措置を講ずることができることとしており、これらの権限が適切に行使されるこ  
とにより、実効性が確保されるものと考えられる。

問 14-2 民間事業者については報告の徴収等が規定されているが、行政機関等については、特に実効性担保の措置が定められていない。例えば、行政機関等による処分等が問題となる場合や、行政機関等の職員が本法に違反する行為をした場合には、どのようにして是正が図られるのか。

(答)

行政機関等の処分等が問題となるような場合には、例えば、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが考えられる。また、仮に行政機関等の職員において本法に違反する行為があった場合には、例えば行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより、是正が図られることになる。

問 14-3 服務規律と対応要領の関係はどうなるのか。「対応要領」は「遅滞なく公表しなければならぬ」とされるが、服務規律のなかに対応要領が位置づけられる場合、服務規律を公表することになるのか。

(答)

1. 「対応要領」は、行政機関等の職員が守るべき内部的な規範として定められることを想定しており、このような規範は服務規律の体系に位置付けられることが一般的であると考えられる。
2. 本法においては、対応要領を公表することを求めており、対応要領が当該行政機関等において、服務規律の一部を構成している場合には、対応要領の部分について服務規律が公表されることになる。

問 14-4 第 12 条にいう「特に必要があると認めるとき」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。

(答)

具体的な場合として主として想定しているのは、例えば、事業者が障害者に対し障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いを行い、その結果障害者の権利利益が侵害される懸念がある場合であって、同一の事業者によるものと考えられる事案が頻発しているなど、事業者による自主的な改善を期待することが困難である場合などである。

問 14-5 「特に必要があると認めるとき」の判断が難しい場合があると考えられるが、本規定について、実際にどのように運用していくのか。

(答)

本規定については、各主務大臣が定める対応指針に基づきその適切な運用が図られるものと認識している。また、基本方針において、「特に必要があると認められるとき」として想定される場合等、主務大臣の権限行使の在り方に関する基本的な考え方を示すことが考えられる。

問 14-6 第 8 条第 2 項は事業者に対して努力義務を課すものであるが、いかなる考え方により努力義務に対して助言、指導、勧告を行うことができるのか。

(答)

本法は事業分野を特定せず、包括的に事業者に対して障害者に対する合理的配慮を求めるものであるが、障害者と事業者との関係は事業分野ごとに様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、与党 W T 及び自公民の 3 党における議論を踏まえ、本法においては、事業者の合理的配慮については努力義務とした上で、例えば、事業者による自主的な改善を期待することが困難である場合などには、実効性の確保の観点から、事案に応じて、事業者の行為の是正を促すことができることとしている。

問 14-7 主務大臣を対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣とする理由如何。

(答)

1. 本法に定める差別の禁止等の規定の実効性を確保する観点からは、各事業者の行う事業を所管する大臣又は国家公安委員会が、当該事業の適正な運営を確保する一環として、その事業を行うに当たっての障害を理由とする差別の解消についても責任を有するとすることが適切である。
2. このため、本法においては、事業者の事業を所管する大臣を主務大臣とし、各主務大臣が、所管する事業者が適切に対処するための指針を作成するとともに、特に必要があると認める場合には、指針に定める事項について報告の徴収等を行うことができることとしている。
3. なお、各主務大臣が所管する事業については、各府省の設置法の所掌事務に照らして判断されることになる。

## 【15. 相談、紛争の防止・解決、啓発活動、情報収集】

問 15-1 第 14 条（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）の趣旨如何。

(答)

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するためには、障害者本人やその周囲からの相談に対して的確に応じるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図ることができるよう、社会全体として体制整備を図ることが重要であることから、国や地方公共団体において、必要な体制の整備に努めることとしている。

問 15-2 「必要な体制の整備」とは、具体的に何を意味するのか。新たな機関の設置を想定しているのか。

(答)

1. 本法においては、障害者からの相談に応じ又は紛争の防止や解決を図るための体制について、行政肥大化防止等の観点から、新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図ることとしており、本条では、既存の機関が、障害を理由とする差別の解消に関する事項について適切に対応できるような体制の整備について、行政の責務として規定している。

2. 具体的には、既存の機関において、相談や紛争解決に対応する職員の確保や、窓口等の設置を含めた体制の見直しなどに努めることを想定している。

問15-3 既存の機関における体制の整備は、各府省や地方公共団体ごとに行われるのか。これまで相談や紛争解決の仕組みをもっていないような機関でも、相談窓口を設けることになるのか。

(答)

1. 本法では、障害を理由とする差別の解消を効果的に推進する観点から、国や地方公共団体において相談及び紛争の防止等のための必要な体制整備に努めると規定している。

2. この趣旨を踏まえ、政府として定める基本方針の中で体制整備の基本的な考え方を盛り込み、それに即して、各府省等において、相談窓口の整備等も含め、適切な体制整備を図るよう努めていくことになる。

問15-4 行政機関自らによる「不当な差別的取扱い」または「必要かつ合理的配慮の不提供」があった際には、どこに救済の相談にいけばよいのか。

(答)

行政機関において、その職員の対応に問題がある場合などは、まずは、当該行政機関内の窓口申し出ることが考えられる。そのほか、例えば、総務省の行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などによる対応も考えられる。

問15-5 第15条（啓発活動）の趣旨如何。

(答)

障害を理由とする差別の解消を効果的に推進していくためには、国民各層の関心を高め、その理解を協力の下に推進することが重要であることから、国及び地方公共団体において、必要な啓発活動を行うこととしている。

問15-6 「障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因」について、政府としては具体的にどのようなものを考えているのか。

(答)

障害を理由とする差別については、国民一人一人の障害に対する知識の不足、障害者に対する意識の偏りに起因する面も大きいと考えている。このため、こうした差別のない社会を実現するための妨げとなるような諸要因を解消するためにも、啓発活動が極めて重要であると考えており、今回の法律の施行を通じ、障害に対する正しい知識の普及、障害者に対する国民の意識啓発等に取り組んで参りたいと考えている。

問15-7 啓発活動の具体的な内容や進め方如何。

(答)

1. 啓発活動の例としては、例えば、本法の趣旨や内容について周知徹底を図るためのパンフ

レットやポスター等の作成・配布、説明会やシンポジウム等の開催等が考えられる。

2. 本規定を踏まえた啓発活動の具体的な内容については、第6条に基づく基本方針に基本的な事項を盛り込むとともに、実施に当たっては、関係省庁や地方公共団体とも連携して取り組んでまいりたい。

問 15-8 障害者支援施設やグループホーム・ケアホームなどの立地をめぐる反対運動については、本法との関係でどのような措置が講じられるのか。

(答)  
障害者支援施設やグループホーム・ケアホームなどの立地をめぐる反対運動については、障害者に対する理解が十分でないことに拠るところもあると考えられることから、行政において、住民に対する啓発を行うとともに、本法の趣旨を踏まえ、障害者支援施設の認可等に際して住民の同意を求める等の他の施設の認可にはない特別な措置を行わないようにすることが適切と考える。

問 15-9 第16条(情報の収集、整理及び提供)の趣旨如何。

(答)  
障害を理由とする差別の解消に向け本法を効果的に運用していくためには、差別の解消に関する国際的な動向や海外の類似の法制度の運用実績、国内における差別に関する具体的な事例等の情報を収集し、それを法の運用に活かすとともに、その成果を国民に公表し、理解と関心を高めることが必要であることから、国において、必要な情報の収集、整理及び公表を行うこととしている。

問 15-10 収集・整理した情報については、毎年公表すべきではないか。

(答)  
障害を理由とする差別の解消に関する情報の提供の在り方については、本法の施行の状況を踏まえながら検討する必要があるが、障害者白書の活用なども含め積極的に情報の収集、整理及び公表を行ってまいりたいと考えている。

## 【16. 障害者差別解消支援地域協議会】

問 16-1 「障害者差別解消支援地域協議会」を組織できることとする趣旨如何。

(答)  
1. 障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するためには、国レベルでの施策に加え、障害者にとって身近な地域において、それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組が推進されることが必要である。  
2. そこで、本法においては、地域において障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から、国や地方公共団体の機関が地域協議会を組織することができることとしている。

3. このような協議会が組織されることにより、いわゆる「制度の谷間」や「たらいまわし」が生じることなく、地域全体として障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われることとなることを期待している。

問 16-2 地域協議会の具体的な役割として、具体的に、どのような場合にどのような情報交換や取組を行うことを想定しているか。

(答)

1. 地域協議会の事務としては、障害者からある構成機関等に障害を理由とする差別についての相談があり、かつ、当該構成機関等のみでは対応しきれないような場合に、協議会の構成機関等の中でこのような事案の情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応や、当該事案を踏まえた具体的な差別の解消策等について協議することを想定している。

2. 更に、このような協議の結果に基づき、各構成機関等がそれぞれ自らの役割に応じ、差別の解消に向けた取組を実施することを想定している。

問 16-3 地域協議会が自ら障害者等からの相談を受けることは、可能か。

(答)

地域協議会の1つの在り方として、協議会自体が障害者や事業者等からの相談を受けるようなものも、可能であると考える。

問 16-4 地域協議会が調停等の紛争解決を行うことは可能か。地域協議会は、地域における問題解決にどのように寄与するのか。

(答)

1. 地域協議会においては、地域において障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築し、協議会の構成機関等の中で障害を理由とする差別に関する事案の情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応等について協議することを想定している。

2. 協議会が自ら調停を行うことは想定していないが、行政措置の権限を有する行政機関等に橋渡しをしたり、調停やあっせん等の機能を有する既存の紛争解決機関へ結びつけていく、という形で問題の解決を後押ししていくことが、重要であると考えている。

3. このように、協議会が適切な機関へ事案をつなぐ役割を担うことや、情報やノウハウの共有を通じた既存の相談・紛争解決機関の機能の向上により、地域全体として障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決機能の向上が図られることが期待される。

問 16-5 地域協議会における協議の結果に基づき、行政機関が事業者に対して指導等を行うことは、可能か。

(答)

協議の結果を踏まえ、地域協議会から、本法第 12 条による主務大臣の権限行使など行政措置の権限を有する行政機関に橋渡しを行うことは、可能であると考ええる。

問 16-6 国の出先機関は、協議会を組織する関係機関として想定されているのか。

(答)

1. 国の出先機関は、協議会を組織する「関係機関」として含まれる。

2. 地域協議会が、協議の結果を踏まえて行政措置の権限を有する主務大臣への橋渡しを行うことは、問題解決の 1 つの形として重要であり、出先機関が含まれる場合、この橋渡しがスムーズになることが期待されることから、出先機関を含むことは有効であると考ええる。

問 16-7 地域協議会で取り上げられた相談事例を基にして主務大臣が第 12 条の権限行使を行う場合、第 19 条の秘密保持義務との関係はどうなるのか。

(答)

地域協議会が、地域協議会で取り上げられた相談事例について主務大臣に対し情報提供を行う場合、  
①主務大臣は、法律に基づき、事業者に対して報告の徴収、助言、指導、勧告を行う権限を有しており、かかる権限を持つ者に対して地域協議会がその権限の発動を求めて事案の情報提供を行うことは正当な行為であると考えられること  
②主務大臣には国家公務員法上の秘密保持義務が課せられていることから、このような情報提供は差別解消法第 19 条にいう「秘密を漏らす行為には当たらないものと考えられる。

問 16-8 庶務を地方公共団体が行うとされている趣旨如何。

(答)

1. 地域協議会においては、地域において障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築し、協議会の構成機関等の中で障害を理由とする差別に関する事案の情報を共有するとともに、それぞれの機関等における経験や専門知識を持ち寄り、障害者からの相談への対応等について協議することを想定している。

2. このような協議会の趣旨から、当該地域における障害者施策の推進を担い、既存の関係機関等のネットワークの要となり得る地方公共団体の部局等に、庶務を担っていただくことが適切と考えている。

問 16-9 政府として、地域協議会の設置を促進するため、どのような支援を考えているのか。

(答)

1. 内閣府としては、例えば、地方における先進的な取組の事例を収集し提供することや、設置状況を把握し公表すること等の支援を積極的に行い、地域協議会ができるだけ多くの地域において組織されるよう、後押ししてまいりたい。

2. なお、地域協議会が組織されることに伴い、地方公共団体にどの程度の業務量が発生し、人的配置がどの程度必要になるか、今後、地方公共団体をはじめ関係者の意見も聴きながら、検討していく必要があると考えている。その上で、関係省庁とも連携し、必要な財政支援の在り方についても、検討してまいりたい。

問 16-10 「その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野」とはどのようなものが想定されているのか。

(答)

障害者の自立と社会参加に関連する分野については、例えば、福祉、雇用、人権擁護、まちづくりなど、地域における障害者の自立と社会参加に関する行政分野が幅広く含まれる。

問 16-11 障害者雇用促進法の定めるところによるとされている雇用分野についても、地域協議会が扱う分野に含まれるのか。

(答)

1. 本法においては、雇用分野については、本法の対象分野には含まれるものの、今国会で成立した障害者の雇用の促進に関する法律の改正法において、差別の禁止等の具体的な措置が定められることから、本法第3章に規定する差別の解消のための具体的な措置については、障害者雇用促進法の定めるところによることとしている。

2. 一方、第4章に規定している地域協議会については、これらの具体的な措置を社会全体として推進するための国や地方公共団体による「支援措置」の1つとして位置付けられるものであり、対象分野には、雇用分野も含まれる。

問 16-12 地域協議会の構成員として加えることができる「その他必要があると認める者」としてどのような者を想定しているのか

(答)

協議会の構成員としてどのような者を含めるかについては、条文上挙げられている特定非営利活動法人、有識者の他、各地域において障害を理由とする差別の解消に関わる者がそれぞれ果たしている役割等、地域の実情を踏まえ、それぞれの協議会の関係機関において判断されるものである。

問16-13 「当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組」とは具体的に、誰がどのように取組を行うことを想定しているのか。

(答)  
地域協議会において、障害者等からの相談事案について情報共有が行われた際に、当該事例を踏まえた協議の結果に基づき、各構成機関等が、それぞれ自らの役割に応じて、当該事案の解決のための取組や類似事案の発生の防止のための取組等を行うことを想定している。

### 【17. 施行までのスケジュール等】

問17-1 施行期日の考え方如何。

(答)  
基本方針については、本法に基づく差別の解消に当たる取組が円滑に行われるためには、あらかじめ、関係者の意見を十分に踏まえた上で基本方針や指針等を適切に定めるとともに、国民に対し、本法の趣旨や基本方針、指針等の内容を十分に周知しておくことが不可欠である。このため、基本方針等の作成および国民への周知期間を適切に確保するため、約3年の準備期間を設け、平成28年4月1日を施行日とした。

問17-2 基本方針や対応要領、対応指針の作成等、施行までの具体的なスケジュール如何。

(答)  
平成28年4月1日の施行までのスケジュールについては、内閣府としては、  
①まず、基本方針について、本法の成立後速やかに作成に着手し、障害者政策委員会における意見聴取、関係者からの御意見の反映など、必要な手続を経た上で、遅くとも今年度内にとりまとめ、  
②その後遅くとも1年以内に各行政機関や各主務大臣において対応要領及び対応指針を作成する方向で考えている。  
③さらに、その後施行までの少なくとも1年程度をかけて、本法の趣旨・内容及び基本方針、対応要領、対応指針の内容について、国民への周知徹底を図ることを想定している。

問17-3 本法の施行までに、具体的にどのようにして本法の周知を行っていくのか。

(答)  
1. 本法の円滑な施行に向けては、規制の対象となる事業者も含めた国民全般の理解と関心を得ることが、非常に重要と認識している。  
2. 本法の施行までの間において、できる限り十分な時間を確保し、パンフレットやポスター等の作成・配布、説明会やシンポジウム等の開催等を通じて、本法及び本法に基づき今後作成する基本方針や対応要領、対応指針の趣旨・内容について周知徹底を図っていくことを考えている。

【18. 施行3年後の見直し等】

問 18-1 法の施行状況についての検討に要する期間を3年と定めた理由如何。

(答)  
本法を施行した後、その施行状況の検討に当たっては具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえる必要があることから、そのような事例等の集積に最低限必要な期間として3年としているもの。

問 18-2 今後の本法の見直しに当たっては、差別禁止部会の意見を踏まえた方向性で検討が行われるのか。

- (答)
1. 差別禁止部会の意見は、障害当事者や学識経験者等から構成される部会における全25回、延べ100時間にも及ぶ議論の成果をまとめたものであり、政府としても十分尊重する必要があると考えている。
  2. 施行後3年の見直しに当たっては、差別禁止部会をはじめとする様々な意見や、具体的な相談事例・裁判例の集積などを踏まえ、幅広く検討することが必要であると認識している。

問 18-3 3年後の見直しに当たっては、民間事業者の合理的配慮の義務付けの在り方も検討の対象になるのか。

(答)  
本法の附則第7条では、政府は、本法の施行後3年を経過した場合において、本法第8条第2項に規定する社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行う旨規定している。

※第8条第2項：事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

問 18-4 本法の施行状況については、どのようにしてモニタリングをしていくのか。障害者政策委員会の監視の対象となるのか。

- (答)
1. 本法の施行後は、内閣府において、各主務大臣における対応要領や対応指針の運用状況、国や地方公共団体による支援措置の実施状況等を府省横断的に把握するとともに、差別に関する具体的な相談事例や裁判例等の集積を図り、その結果を踏まえ、附則第7条に規定する施行3年後の法の見直しの検討に活かすことを想定している。
  2. また、法の見直しの前後に関わらず、対応指針等の運用状況や相談事例等の集積を踏まえ、必要に応じ、基本方針等の見直しやそれを踏まえた各府省における対応要領、対応指針の見直しを行い、本法の効果的な運用を図っていくことが重要と考えている。

3. なお、障害者基本計画に盛り込まれた施策に関しては、同基本計画のフォローアップ等の対象になるとともに、障害者政策委員会の監視の対象にもなる。

問 18-5 本法に基づく基本方針や対応要領、対応指針については、事例の集積等を踏まえ、内容を改善していく、いわゆるPDCAサイクルにより見直しを図っていくことが必要ではないか。

(答)

1. 基本方針、対応要領、対応指針は、社会の情勢の変化や国民の障害者に対する理解の深まりなどに伴って、内容を充実させていくべきものとする。

2. このため、本法においては、国において、差別の解消に関する国際的な動向や海外の類似の法制度の運用実績、国内における差別に関する具体的な事例等、国内外の情報を収集することとしており、その結果も踏まえつつ、適宜、必要な見直しを行っていくこととしている。